

賃金控除に関する協定書

株式会社サンプル商事（以下「会社」という。）と、会社の労働者の過半数を代表する者は、労働基準法第24条1項ただし書に基づき、賃金の一部控除について次のとおり協定する。

第1条（控除の対象項目）

会社は、毎月の賃金支払いに際し、次の各号に掲げるものを控除して支払うことができる。

- 社宅費（家賃相当額）
- 社内親睦会費
- 財形貯蓄積立金
- 従業員が会社に対して負担する立替金（本人の同意があるものに限る。）

第2条（有効期間）

この協定の有効期間は、令和8年9月4日から1年間とする。有効期間満了の1か月前までに会社又は労働者代表から異議の申出がないときは、さらに1年間有効とし、以後も同様とする。

令和8年9月4日

使用者 職名・氏名	代表取締役 鈴木 一郎 印
労働者代表 選出方法	投票による過半数代表者選挙
労働者代表 職名・氏名	営業部 伊藤 四郎 印

一斉休憩の適用除外に関する労使協定

株式会社サンプル商事（以下「会社」という。）と、会社の労働者の過半数を代表する者は、労働基準法第34条2項ただし書に基づき、休憩時間の一斉付与の適用除外について次のとおり協定する。

第1条（対象部署・従業員）

次の部署に所属する従業員については、休憩時間を一斉に与えないことができる。（例：カスタマーサポート部門・受付窓口・シフト制の店舗勤務者等）

- カスタマーサポート部（電話対応業務）
- 店舗販売部（シフト制勤務者）

第2条（休憩の与え方）

前条の対象者に対しては、業務の実情に応じて交替で休憩時間を与える。休憩時間の合計は労働基準法第34条1項に定める時間（6時間超は45分以上、8時間超は1時間以上）を下回らないものとする。

第3条（有効期間）

この協定の有効期間は、令和8年9月4日から1年間とする。

令和8年9月4日

使用者 職名・氏名	代表取締役 鈴木 一郎 印
労働者代表 選出方法	投票による過半数代表者選挙
労働者代表 職名・氏名	営業部 伊藤 四郎 印

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

株式会社サンプル商事（以下「会社」という。）と、会社の労働者の過半数を代表する者は、労働基準法第39条6項に基づき、年次有給休暇の計画的付与について次のとおり協定する。

第1条（対象者）

この協定は、年次有給休暇の日数のうち5日を超える部分を有する全従業員に適用する。

第2条（計画的付与の対象日数）

各従業員が保有する年次有給休暇の日数のうち、5日を超える部分について、この協定により時季を指定して付与する。各従業員が自由に取得できる年5日分は、この協定の対象としない。

第3条（計画的付与日）

次の日を計画的付与日とする。（例：夏季休暇と連続させて8月13日～8月14日の2日間、年末年始休暇と連続させて12月28日～12月29日の2日間）

- 令和9年8月13日・8月14日（夏季休暇連続）
- 令和9年12月28日・12月29日（年末年始休暇連続）

第4条（保有日数が5日以下の従業員の扱い）

年次有給休暇の残日数が5日以下の従業員については、計画的付与日に特別休暇を与える等、別途会社が定める方法により対応する。

第5条（有効期間）

この協定の有効期間は、令和8年9月4日から1年間とする。

令和8年9月4日

使用者 職名・氏名	代表取締役 鈴木 一郎 ㊟
労働者代表 選出方法	投票による過半数代表者選挙
労働者代表 職名・氏名	営業部 伊藤 四郎 ㊟